

その2

令和 2 年 2 月 29 日

四街道市議会議長 戸田由紀子様

議員名 阿部百合子 

令和 元 年度政務活動費収支報告書

四街道市議会政務活動費交付条例第8条第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 収入

政務活動費 80,000 円

2 支出

科 目	金 額(円)	備 考
調 査 研 究 費	23,528	○ 文書通信費 20,000- ○ 消耗品費 事務用紙等 3,528円
研 修 費		
広 報 費	38,210	○ 議会報告印刷代 9月議会分 38,210円
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	20,415	○ 新聞代 20,415円 毎日 1円 @ 6805円 X 3ヶ月
合 計	82,153	

3 残 額 0 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。



領収書等貼付用紙

会派(議員)名: 阿部百合子

(No. 1-1)

1	調査研究費	<input checked="" type="checkbox"/>	支出年月日	今年 <u>12</u> 月 <u>30</u> 日から 今年 2 月 29 日まで
2	研修費	<input type="checkbox"/>		
3	広報費	<input type="checkbox"/>		
4	広聴費	<input type="checkbox"/>		
5	要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	合計支出額	23,528 円
6	会議費	<input type="checkbox"/>		
7	資料作成費	<input type="checkbox"/>		
8	資料購入費	<input type="checkbox"/>		
支出内容 ○ 文書通読 2冊 ○ 消耗品費 事務用品等 3,528				

R0001-#9978 **領収証** 00011256号

阿部百合子様 **¥1,968**

(消費税等 ¥178を含みます。)

但し、御品代()として
 2019年12月17日 上記正に領収しました。
 ケーヨーデイツー 四街道店
 電話: 043-432-0701
 保管のお願い 印字面を内側に折って保管して下さい。

(内税10.0%対象額
 (10.0%消費税等
 内税額計

¥1,968
 ¥178
 ¥178

D2ケーヨーデイツー
 * 四街道店 * TEL 043-432-0701

領収書

毎度ありがとうございます。
 年始の営業時間のご案内
 1月2日・3日は9時30分～18時に
 なります。よろしくお願ひします。

2019年12月17日(火) 18:04
 DCML型ワット 2個 ¥1,094
 DCMT型ワット ¥437
 DCMA-11-77-11BOX ¥437
 小計 4点 ¥1,968
 (内税10.0%対象額 ¥1,968)
 (10.0%消費税等 ¥178)
 内税額計

現金 ¥1,968
 お預り ¥5,000
 お釣り ¥3,032

顧客コード: []
 ポイント情報
 ポイント対象金額 1,790
 前回返ポイント 180
 今回ポイント 8
 累計ポイント 188

保管上のお願い
 印字面を内側に折って保管下さい
 キヤク: 548059
 R0001-#9978

※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。
 ※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

(無党派議員用)

文書通信費等支払証明書

(令和 元 年度分)

議員名	支払額
阿部百合子	20,000 円

上記のとおり支出したことを証明します。

令和 2 年 2 月 29 日

議員名

阿部百合子 (阿部)


(無会派議員用)

文書通信費等支払申立書

令和 2 年 2 月 29 日

四街道市議会議長 様

議員名

阿部百合子 

通信費・燃料代について、次のとおり支払ったので申し立てます。

令和 <u>2</u> 年度	
【通信費】	
4 月	円
5 月	円
6 月	円
7 月	円
8 月	円
9 月	円
10 月	円
11 月	3,000 円
12 月	3,000 円
1 月	3,000 円
2 月	3,000 円
3 月	円
【燃料代】	
4 月	円
5 月	円
6 月	円
7 月	円
8 月	円
9 月	円
10 月	円
11 月	2,000 円
12 月	2,000 円
1 月	2,000 円
2 月	2,000 円
3 月	円

合計 20,000 円

* 電話等通信費は月額 3,000 円 (年額 36,000 円)、燃料代は月額 2,000 円 (年額 24,000 円) を限度とする。

領収書等貼付用紙 (別紙)

(No. 1 - 2)

領 収 証

阿部百合子様

令和 2 年 1 月 18 日

★ ¥ 1,560

但 7117⁹ ポルペン、ノート
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

四 街 道 市 旭 ケ 丘 4 - 2 4 3 2 1 4

文具の大黒屋

電話043-432-3814

文房具・事務用品
文具の大黒屋

電話 043-432-3814

2020-01-18 16:56
003284

ノート・文具	21点	@10	
			¥210
ノート・文具	3点	@170	
			¥510
ノート・文具			¥330
ノート・文具			¥430
ノート・文具			¥80
対象計		10.0%	¥1,560
内税			¥142
合計			¥1,560
お預り			¥2,000
お釣			¥440

領収書等貼付用紙

会派(議員)名: 阿部百合子

(No. 3 - 1)

1	調査研究費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	令和元年 11 月 12 日 から 令和元年 11 月 18 日 まで
2	研修費	<input type="checkbox"/>		
3	広報費	<input checked="" type="checkbox"/>		
4	広聴費	<input type="checkbox"/>		
5	要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	合計支出額	38,210 円
6	会議費	<input type="checkbox"/>		
7	資料作成費	<input type="checkbox"/>		
8	資料購入費	<input type="checkbox"/>		

支出内容

○議決報告印刷代 1回分 38,210円
 9月議決分 (11月発行 15,000枚)
 用紙代 19,410円 + 印刷代 6600円 + 印刷代 2,200円

TRIAL

酒々井店 043-481-8088
 店舗電話受付時間 9:00~18:00
 お客様相談室 TEL: 0120-033-559
 お問合せ受付時間 9:00~22:00
 2019年11月12日(火)15:23 ｼﾞｯﾄﾞ0044
 スNo10072631
 ﾏﾞｰｼﾞﾝｼﾞｯﾄﾞ0003 ﾏﾞｰｼﾞﾝNo1204

領収証

阿部百合子様

¥19,410-

上記正に領収しました(消費税等
 1,764円を含みます)
 担当者No91000004 セミセルフ会

00038-8223

コピー用紙 A3 30枚X単647 ¥19,410
 合計/ 30点 ¥19,410
 (内10%ﾀｲﾁﾝｸﾞ ¥19,410)
 (内10% (税合計) ¥1,764)
 お預り ¥1,764
 お釣り ¥20,000
 ¥590
 ***** TRIAL CARD POINT *****
 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ明細 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ 17,646
 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ対象 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ 88P
 今回獲得 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ明細 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ 88P
 お買上 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ 1P
 今回獲得 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ合計 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ 89P
 前回までの総 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ
 取引後 ﾎﾞｲﾝﾄﾞ残高

会員番号
 お客様情報を登録していただくには

※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。
 ※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

領収書等貼付用紙 (別紙)

(No. 3 - 2)

領 収 証		田街道市議 阿部百合子		様 No.
★		¥12,200-		
内 訳		9月議会ニシテ印刷代として		収入印紙
現 金		2019年11月14日 上記正に領収いたしました		
小切手	/			
手 形	/			
消費税額等(%)		〒285-0025 千葉県佐倉市鏡木町487-5 日本共産党千葉県印旛地区委員会 電話043(485)9610 FAX043(485)9014		

No 000153

領 収 書

2019年11月18日

日本共産党田街道市議会議員
阿部百合子 御中

金 額											¥ 6,600-
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------

但し シヤ-印刷代 シヤ代金

上記の通り領収致しました。

TOSTEC

株式会社 **トステック**

〒264 千葉市若葉区高品町1597番地10号

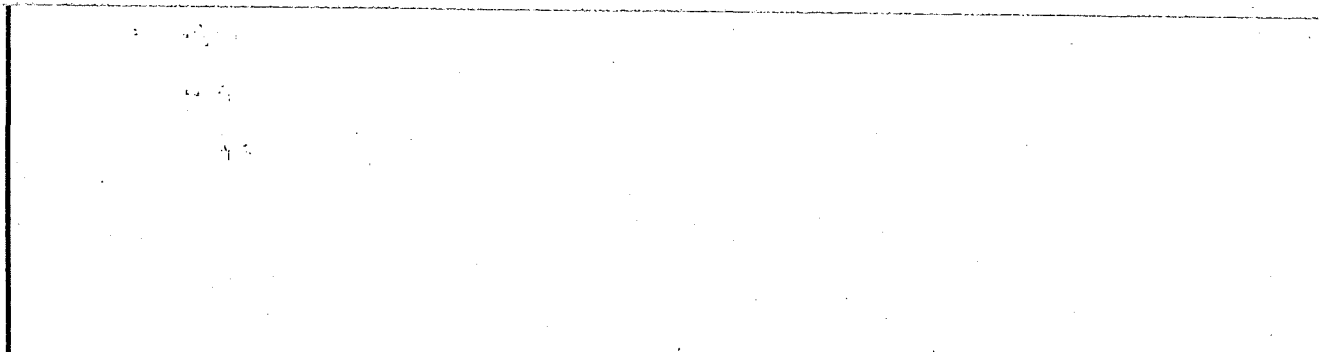
TEL 043-232-0205 FAX 043-233-5703

内 訳	
現 金	9
小切手	
手 形	

発行者



印紙



台風被害

千葉県独自の支援 (概要) 補強版

千葉県は10月17日、台風被害の本格的な復旧・復興に向けて、国支援の枠を超えた独自の支援対策を発表しました。この支援内容は、被災者や県内自治体の声を一定反映したものです。対象は台風15号被災者ですが、県は19号被害と一体で対応する意向です。

部外債の住宅

全市町村で 最大50万円の補助

災害救助法の適用地域、適用外地域ともに、国は応急修理費上限30万円を支援します。県は、修理費が150万円を超えた場合は、工事費の20% (上限20万円) を独自に上乘せし、合わせて最大50万円の補助が受けられます。ただし、市町村に対しても一定の負担を求めするため、それぞれの自治体がこの制度を支援することが前提です。市町村において、この制度の活用を迫りましょう。

*全壊 (300万円)・大規模半壊 (150万円) の住宅は、国の被災者生活再建支援が受けられます。



農業用ハウスの

農家の負担 10分の1以下に

農業用ハウス、トラクター、畜舎などの撤去・復旧、修繕は、すでに着工した方も含めて、国の支援があります。県は、ハウス等固定施設について、共済への加入の有無にかかわらず、農家の負担が10分の1以下になるようにします。共済未加入農家は、加入が条件とされます。補助対象は事業費20万円以上で、災害を機に離農する場合は対象外。



牛・豚・鶏 新たな買入

実質半額へ

停電・断水などで家畜が死亡し、畜産農家が新たに牛・豚・鶏を購入する場合は、共済給付分を除く半額程度を補助します。共済への加入の条件はありません。

漁業用施設の

農協施設 4~6割 軽減 共同利用施設 漁協施設 5~7割

漁協や農協などの加工、荷捌き、作業場等の共同利用施設 (直営食堂、直売所、事務所除く) の復旧・復興費用に国と協働して補助します。国の補助対象とならない漁協施設 (直営食堂、直売所等)、漁具設備、種苗 (養殖魚仕入れ) などは、県が10分の5を補助します。

中小企業 事業再開

上限500万円

事業再開にむけ、施設の修繕・廃棄、機械装置、備品などの費用を補助します。保険給付分は除きます。事前着工可です。

- ◆国は、医療・介護の一部負担金・利用料を免除します。住居の全半壊、床上浸水、離職・廃業等が対象。(市町村の実態が前提です)
- ◆被災者の要望に応えた柔軟な支援を国と県に引き続き求めましょう。
- ◆「罹災証明書」(建物) 又は「被災証明書」(家員など動産) が必要です。

窓口、申請手続きなど詳細は、千葉県にご確認下さい。県庁 043-223-2110 (代表)

四街道市議団ニュース

第15号 2019年10-11月 日本共産党四街道市議事務所四街道市大日 484-11 Tel/FAX 421-1198



あへ百合子

市営住宅家賃算定ミス、学童ルーム増設 発注ミスで7,500万円の損失発生!

市営住宅家賃算定ミスの時効分 (14年前から5年前まで) の債権放棄に加え、「動議」が加わり、まだ請求権のある期間の直近5年分の不足分徴収も放棄することが議決されました。日本共産党は、十分な審議ができない中での早急な議決には問題ありと考えました。採択されました。

○過去14年6ヶ月にわたっての市営住宅家賃の計算ミス、請求ミスの結果、約5,200万円の過少徴収が明らかになりました。定例の9月議会の初日に全員協議会が開催され、市当局からその詳細の説明がされ、第11号議案で5年以前の時効分(平成17年4月から平成26年9月までの9年6ヶ月分25,518,270円)の請求権放棄が提案されることになりました。時効分以降の5年分の家賃不足額(平成26年10月~令和元年9月26,946,526円 172世帯)については、10月から徴収業務を開始したいとの話でした。

○「法的に時効で取り立てはむずかしい期間」の11号議案は都市環境常任委員会です。一旦は全員起立で可決されましたが、最終日の本会議の議案審議の中で、「請求権のある直近の5年分の家賃不足分も請求権を放棄する」発議案が与党議員から提出されました。

○「市営住宅は、所得の低い市民を対象とした公営住宅で、社会的弱者救済と社会

保障的な性格を持っている」「激しい生活の中で、何とか払ってきた家賃だが、計算ミスで足りないから追加徴収だとはひどい話だ」などの様々な意見が出ました。

○住民説明会でも「計算が間違っていたので今後は家賃が上がるのはやむを得ない」とは思うが、さかのぼっての請求は承服できない！」との意見が圧倒的でした。

訂正分で4,000円のアップ、今までの不足分で4,000円のアップ、合計8,000円の家賃の値上は入居者の生活権を奪ってしまう懸念があります。

○請求権のある、直近5年分の請求権放棄の発議案について、都市環境常任委員会では賛否同数のため委員長判断で可決。本会議では、動議が賛成多数で可決されませんでした。

○上記入居者の意見の一方で、市財政が大変という現状もあり、時間をかけた議論が必要でした。動議が出された時「継続審議」また「休憩！」を要求して、論議や打ち合わせの時間も作れず、津島議員は賛成、阿部議員は退席という二人の意見が割れる結果になってしまいました。

行政ミスの7,500万円すべてを660人の全職員の賃金カットで埋め合わせしようとの提案、議会は否決！

○市のもう一つの大きなミスがありました。大日小学校の学童ルームの増築の費用に対する国からの交付金が「交付の内示が下りる前に、業者に発注してしまった」ため、交付されなくなりました。金額は、およそ2,300万円です。信じられないようなミスです。似たようなミスは過去にもありました。みそら小の学童ルームの建設費交付金も「工事完成期日の延期の届けの提出」を怠ったため交付がされなくなりました。件は記憶に新しいところではあります。

○合わせて7,500万円の損失を出したのは、全職員の連帯責任であるとして「全職員660人の地域手当の1パーセントを2年半にわたって賃金カットすることで埋め合わせろ」という議案が出されました。これに対して、労働組合（自治労連千葉県本部）からも「違法」との指摘がありました。

○今後、責任の所在を明確にし、再発防止はもちろんですが、なんの関係もないすべての職員を対象にしての賃金カットはおかしいと思います。委員会では与党会派も否決、本会議でも否決されました。我々二人も反対しました。



あべ百合子 一般質問

生活保護基準を引き下げけることは

国民みんなへ運動し、下がることに
問)「生活保護基準をもとに戻せ」を国に意見を上げる考えはないか。

答)生活保護は、地方自治法の法定受託事務であり生活保護法による厚生労働大臣の定める生活保護基準に則り事務を遂行するものである。⇒(意見はあけない)
問)「引き下げは納得できない」と全国で行政不服審査請求を起しました。現在千葉県で72名がこれに立ち上がり、19名の弁護団がついています。市では、どのような対応をとっているか。

答)県によると、7月末で99件と聞いている。動きを注視していく。

生活保護基準の引き下げによって、住民税、最低賃金、就学援助費、年金、介護、国保などまわりの一般世帯の負担に連動し、大きな影響を及ぼすこと。2013年からの保護費削減は、厚労省が設けた生活基準部会で、学者、大学教授、元厚労省幹部・知識人が反対を表明していました。ここでも強行採決ですか……

問)こどもルームの指導員がやめて、欠員の
中、運営されていることを認識しているか。
答)当市の指導員の配置は、国の基準を満たした上で受け入れ児童数に合わせた上乗せ配置を行っているが、市の配置基準に満たないルールがあることは承知している。

生活相談コーナー

あべ百合子 ケイタイ 090-6548-2517
自宅 TEL/FAX 043-432-9083
メール abeyuriko0623@gmail.com

この損失と責任の関係を今後引き続き
検証されなければなりません

問)大日小こどもルーム建設の手続きミスによる損害について、監査結果報告では、「責任を組織全体で受け止めることなど公平な配慮をすることが不可欠」とされている。公平な配慮とは、一般職員全員に地域手当のカットということをさすのか。

答)地域手当では条例により支給されるものであり、本会議に提出した条例が可決されれば、賃金カットに当たらないと考えている。⇒この議案は議会として否決、新たに動議で決議が採択された。(共産党賛成)決議)この否決で職員全員からの賃金補填は実施しないが、市民に対して多大なる迷惑をかけたこと、自体は事実あり、その損失に相応する項目並びにその額及び期間を、速やかに提示すること。時間外勤務を削減すること。再発防止策をすみやかに構築を。

*上記に関連しての24号議案では、市長・副市長への責任として、現在も財政が厳しい理由で賃金カットが続いているが、さらに10%を上乗せ—これは3か月間だけの議案が提出されており、全量賛成採択…
懸念ありませんか?
市長・副市長の責任はもっと大きいはずだ。

市議会の傍聴においでください

<12月市議会日程>
11月25日(月)~12月17日(火)

*台風被害の教訓を質問していきます。
常任委員会 都市環境 11月29日(金)
教育民生 12月2日(月)
総務 12月3日(火)
一般質問 12月4日(水)・12月12日(木)
発議案・請願・陳情しめきり 11月15日(金)

計報

市議会議員津島ひできは、2019年11月4日病气により、急逝しました。生前は大変お世話になりました。ありがとうございます。日本共産党は、憲法が生きる社会にむけて市政でも、引き続き力を尽くします。



領収書等貼付用紙

会派(議員)名: 阿部百合子

(No. 8 - ())

1 調査研究費	<input type="checkbox"/>	支出年月日	今年 12 月 1 日から 今年 1 月 30 日まで
2 研修費	<input type="checkbox"/>		
3 広報費	<input type="checkbox"/>		
4 広聴費	<input type="checkbox"/>		
5 要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	合計支出額	20,415 円
6 会議費	<input type="checkbox"/>		
7 資料作成費	<input type="checkbox"/>		
8 資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>		

支出内容

○新聞代 20,415円 (毎日新聞と東京新聞)
 @6805円 X 3ヶ月 (11月・12月・1月)

領 収 証

SZ 4 21(ト1) 区 81
 阿部 百合子 様 45100 順
 旭ヶ丘3-15-13 2019.12.1 14391 読
 R01年11月分

領収書等貝

銘 柄 名	部 数	金 額	合計金額(円)
毎日新聞朝刊※ (本体3542)	1	3,825	6,805 <small>(税込)</small>
東京新聞朝刊※ (本体2760)	1	2,980	
※は軽減税率8%(消費税504)	合計	6,805	

ご購入ありがとうございます。
 上記の金額領収致しました。
 領収金額には消費税が含まれて
 います。

毎日新聞 四街道販売所
 四街道市四街道1-8-19
 所長 龍福正昭
 TEL043-422-2416 FAX043-421-2446

<取扱紙> 毎日新聞・日本経済新聞・産経新聞・東京新聞・千葉日報

領 収 証

SZ 3 21(ト1) 区 80
 阿部 百合子 様 45100 順
 旭ヶ丘3-15-13 2019.12.30 14391 読
 R1年12月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合計金額(円)
毎日新聞朝刊※ (本体3542)	1	3,825	6,805 <small>(税込)</small>
東京新聞朝刊※ (本体2760)	1	2,980	
※は軽減税率8%(消費税504)	合計	6,805	

ご購入ありがとうございます。
 上記の金額領収致しました。
 領収金額には消費税が含まれて
 います。

毎日新聞 四街道販売所
 四街道市四街道1-8-19
 所長 龍福正昭
 TEL043-422-2416 FAX043-421-2446

<取扱紙> 毎日新聞・日本経済新聞・産経新聞・東京新聞・千葉日報

- ※1. 複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付すること。
- ※2. 「領収書等の整理上の注意点」を参照すること。

領収書等貼付用紙 (別紙)

(No. 8 - 2)

領 収 証

SZ 2 21(ト1) 区 82

阿部 百合子 様

45200 順
14391 読

旭ヶ丘3-15-13

2020.1-30 R2年1月分

銘 柄 名	部 数	金 額	合 計 金 額 (円)
毎日新聞朝刊※ (本体3542)	1	3,825	6,805 <small>(税込)</small>
東京新聞朝刊※ (本体2760)	1	2,980	
※は軽減税率8%(消費税504)	合計	6,805	

ご購入ありがとうございます。
上記の金額領収致しました。
領収金額には消費税が含まれて
います。

毎日新聞 四街道販売所

四街道市四街道1-8-19

所長 龍福正昭

TEL 043-422-2416 FAX 043-421-2446

<取扱紙> 毎日新聞・日本経済新聞・産経新聞・東京新聞・千葉日報